

○道路運送法体系 その2 (旅客)

条文番号	道路運送法(適用業種)
	第1章 総則
第1条	目的(一、特)
第2条	定義(一、特)
	第2章 旅客自動車運送事業
第3条	種類(一、特)
第4条	一般旅客自動車運送事業の許可(一)
第5条	許可申請(一、特)
第6条	許可基準(一)
第7条	欠格事由(一、特)
第8条	緊急調整措置(乗)
第9条	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金(合)
第9条の2	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金(貸)
第9条の3	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(乗)
第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止(一)
第11条	運送約款(一)
第12条	運賃及び料金等の揭示(合、貸)
第13条	運送引受義務(合、乗)
第14条	運送の順序(合、乗)
第15条	事業計画の変更(一、特)
第15条の2	事業計画の変更(合)
第15条の3	運行計画(合)
第16条	事業計画等に定める業務の確保(一)
第17条	天災等の場合における他の路線による事業の経営(合、特)
第18条	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外(合)
第19条	協定の認可(合)
第19条の2	協定の変更命令及び認可の取消し(合)
第19条の3	公正取引委員会との関係(合)
第20条	禁止行為(一、特)
第21条	乗合旅客の運送(貸、乗)
第22条	輸送の安全性の向上(一、特)
第22条の2	安全管理規程等(一、特)
第23条	運行管理者(一、特)
第23条の2	運行管理者資格者証(一、特)
第23条の3	運行管理者資格者証の返納(一、特)
第23条の4	運行管理者試験(一、特)
第23条の5	運行管理者等の義務(一、特)
第24条	削除
第25条	運転者の制限(一、特)
第26条	削除
第27条	輸送の安全等(一、特)
第28条	旅客の禁止行為(合)
第29条	事故の報告(一、特)
第29条の2	国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表(一、特)
第29条の3	一般旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表(一、特)
第30条	公衆の利用を阻害する行為の禁止等(一)
第31条	事業改善の命令(一)
第32条	削除
第33条	名義の利用、事業の貸渡し等(一、特)
第34条	削除
第35条	事業の管理の受委託(一)
第36条	事業の譲渡及び譲受等(一)
第37条	相続(一)
第38条	事業の休止及び廃止(一)
第39条	削除
第40条	許可の取消し等(一、特)
第41条	許可の取消し等(一、特)
第42条	削除
第43条	特定旅客自動車運送事業(特)
	第2章の2 指定試験機関(略)
	第3章 貨物自動車運送事業(略)
	第4章 自動車道及び自動車道事業(略)
	第5章 自家用自動車の使用(略)
	第6章 雑則
第84条	運送に関する命令(一)
第85条	損失の補償(一)
第94条	報告、検査及び調査(一、特)
第95条	自動車に関する表示(一、特)
	第7章 罰則(略)

条文番号	旅客自動車運送事業運輸規則(国土交通省令)(適用業種)
	第1章 総則
第1条	目的(旅)
第2条	一般準則(旅)
第2条の2	輸送の安全(法第22条)(旅)
第3条	苦情処理(旅)
	第2章 事業者
第4条	運賃及び料金等の実施等(一)
第5条	揭示事項(法第12条第1項)(合)
第6条	揭示事項の変更の予告(法第12条第1項又は前条第1項及び第2項)(一)
第7条	事業の休止及び廃止等の揭示(法第15条の2第6項及び法第38条第4項)(一)
第8条	乗車券(合)
第9条	運賃の払戻し等(合)
第10条	領収証(貸、乗)
第11条	荷物切符(合)
第12条	早発の禁止(合)
第13条	運送の引受け及び継続の拒絶(法第13条)(合、乗)
第14条	危険物等の輸送制限(第52条各号)(旅)
第15条	車掌の業務(法第27条第1項 法第43条第5項準用)(合、貸、特)
第16条	遅延の揭示(合、貸)
第17条	事故に関する揭示(合)
第18条	事故の場合の処置(旅)
第19条	事故による死傷者に関する処置(旅)
第19条の2	損害を賠償するための措置(旅)
第20条	異常気象時における措置(法第27条第1項)(旅)
第21条	過労防止等(法第27条第1項)(旅)
第22条	乗務距離の最高限度等(法第27条第1項)(乗)
第23条	乗務距離の最高限度等(法第27条第1項)(乗)
第24条	点呼等(法第27条第1項)(旅)
第25条	乗務記録(法第27条第1項)(旅)
第26条	運行記録計による記録(法第27条第1項)(一)
第26条の2	事故の記録(法第27条第1項)(旅)
第27条	運転基準図等(法第27条第1項)(合)
第28条	経路の調査等(法第27条第1項)(貸)
第28条の2	運行指示書による指示等(法第27条第1項)(貸)
第29条	地図の備付け(法第27条第1項)(乗)
第30条から第34条まで	削除
第35条	運転者の選任(法第27条第1項)(旅)
第36条	運転者の選任(法第27条第1項)(旅)
第37条	乗務員台帳及び乗務員証(法第27条第1項)(旅)
第38条	従業員に対する指導監督(法第27条第1項)(旅)
第39条	従業員に対する指導監督(法第27条第1項)(乗)
第40条	指導要領及び指導主任者(法第27条第1項)(乗)
第41条	安全及び服務のための規律(法第27条第1項)(旅)
第42条	事業用自動車内の揭示(法第27条第1項)(旅)
第43条	応急用具等の備付け(法第27条第1項)(旅)
第44条	事業用自動車の清潔保持(法第27条第1項)(旅)
第45条	点検整備等(法第27条第1項)(旅)
第46条	整備管理者の研修(法第27条第1項)(旅)
第47条	点検施設等(法第27条第1項)(旅)
第47条の2	安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模(法第22条の2第1項)(旅)
第47条の3	安全管理規程の届出(法第22条の2第1項)(旅)
第47条の4	安全管理規程の内容(法第22条の2第2項)(旅)
第47条の5	安全統括管理者の要件(法第22条の2第2項第4号・第7項)(旅)
第47条の6	安全統括管理者の選任及び解任の届出(法第22条の2第5項)(旅)
第47条の7	旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表(法第29条の3)(旅)
第47条の8	有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理
	第3章 運行管理者
	第1節 運行管理者の選任等
第47条の9	運行管理者等の選任(法第23条第1項)(旅)
第48条	運行管理者の業務(法第23条第2項)(旅)
第48条の2	運行管理規程(法第23条第2項)(旅)
第48条の3	運行管理者の監督(法第23条第2項)(旅)
第48条の4	運行管理者の研修(法第23条第2項)(旅)
	第2節 運行管理者資格者証
第48条の5	運行管理者の資格要件(法第23条の2第1項第2号)(旅)
第48条の6	資格者証の様式及び交付(法第23条の2第3項)(旅)
第48条の7	資格者証の訂正(法第23条の2第3項)(旅)
第48条の8	資格者証の再交付(法第23条の2第3項)(旅)
第48条の9	資格者証の返納(法第23条の2第3項)(旅)
	第3節 運行管理者試験(略)
	第4章 乗務員
第49条	乗務員(法第27条第3項)(旅)
第50条	運転者(法第27条第3項)(旅)
第51条	車掌(法第27条第3項)(合、貸、特)
	第5章 旅客
第52条	物品の持込制限(法第28条第1項)(合)
第53条	禁止行為(法第28条第1項)(合)
	第6章 指定試験機関(略)
	第7章 雑則
第66条の2	国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表(法第29条の2)(旅)
第68条	届出(法第23条第3項)(旅)

条文番号	自動車事故報告規則(国土交通省令)(法第29条)(適用業種・旅)
第1条	この省令の適用
第2条	定義
第3条	報告書の提出
第4条	速報
第5条	事故警報

条文番号	自動車損害賠償保障法施行令(政令)(抜粋)
第5条	保険会社の仮渡金の金額(事故則第2条第2号・第4号)

条文番号	旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令(政令)(法第25条)(適用業種・旅)
第1号	年齢
第2号	運転経験
第3号	運転する事業用自動車の種類に応じた第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと

旅客自動車運送事業に係る安全管理に関する指針(国土交通省告示第1087号)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(国土交通省告示第503号)

旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示(国土交通省告示第1675号)

旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1676号)

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じべき措置(国土交通省告示第1088号)

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項(国土交通省告示第1089号)

(注) 1. (法)は、道路運送法を示します。
 2. (合)は一般乗合旅客自動車運送事業の適用を、(貸)は一般貸切旅客自動車運送事業の適用を、(乗)は一般乗用旅客自動車運送事業の適用を、(特)は特定旅客自動車運送事業の適用をそれぞれ示します。
 3. (旅)は旅客自動車運送事業(合、貸、乗、特)の適用を、(一)は一般旅客自動車運送事業(合、貸、乗)の適用をそれぞれ示します。
 4. 道路運送法条文番号の冒頭・印は、道路運送法第43条第5項の主な特定旅客自動車運送事業の準用規定(適用対象)を示します。

法体系フローチャート

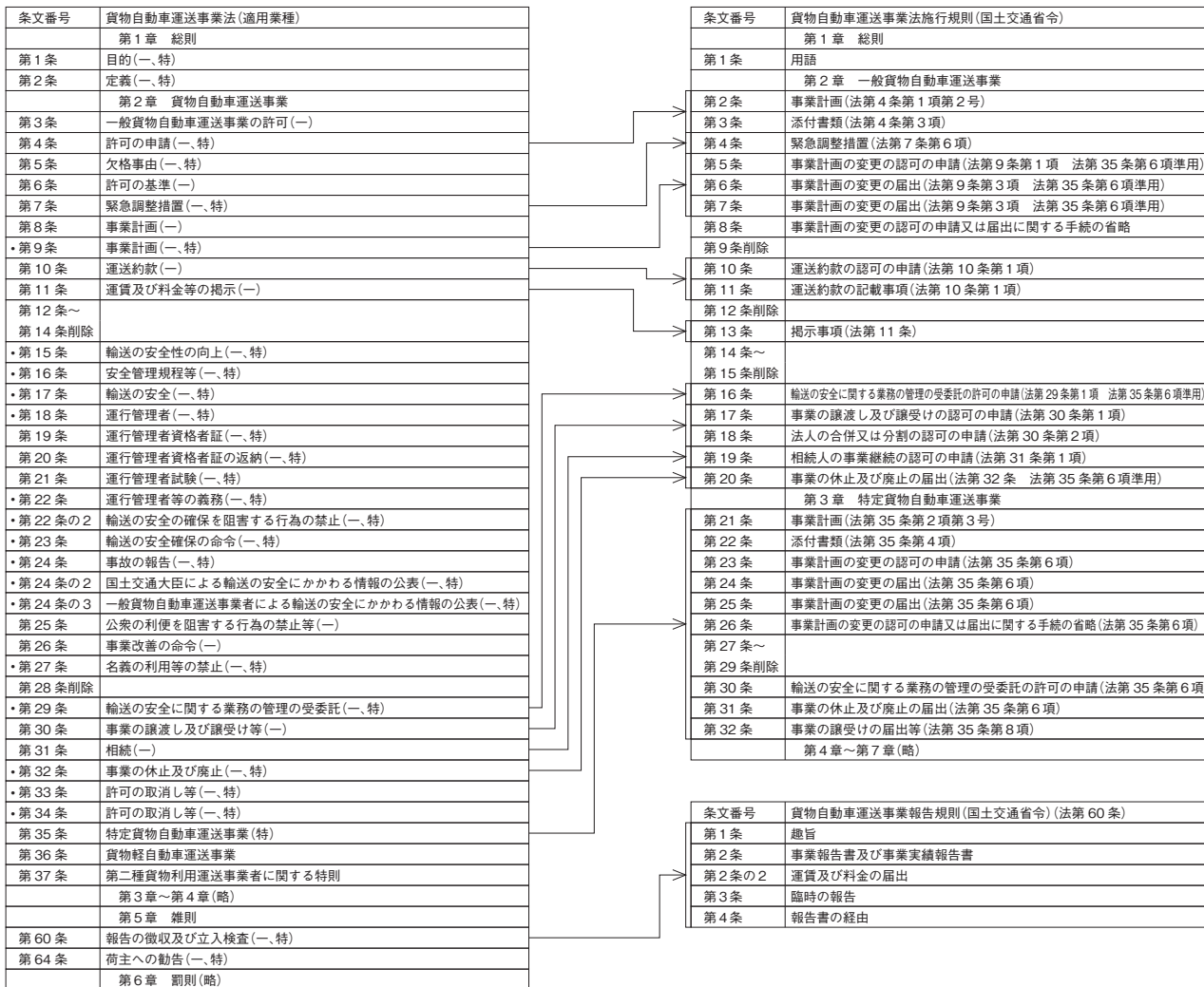
■貨物自動車運送事業法体系

貨物自動車運送事業法と同法に付随する省令等とを関連付けた資料を作成し、この中に条文ごと適用業種と特定貨物自動車運送事業の準用規定を入れました。
また、本資料については『自動車六法』を確認する際の索引(見出し)としても活用してください。

◎貨物自動車運送事業法体系その1(貨物)では、貨物自動車運送事業法施行規則、貨物自動車運送事業報告規則を掲げ、これに貨物自動車運送事業法の根拠条文を示しました。

◎貨物自動車運送事業法体系その2(貨物)では、貨物自動車運送事業輸送安全規則、自動車事故報告規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則に関連する告示を掲げ、これに貨物自動車運送事業法の根拠条文を示しました。

○貨物自動車運送事業法体系 その1(貨物)



(注) 1. (法)は、貨物自動車運送事業法を示します。
2. (一)は、一般貨物自動車運送事業の適用を、(特)は特定貨物自動車運送事業の適用をそれぞれ示します。
3. 貨物自動車運送事業法条文番号の冒頭・印は、貨物自動車運送事業法第35条第6項の主な特定貨物自動車運送事業の準用規定(適用対象)を示します。

○貨物自動車運送事業法体系 その2(貨物)

条文番号	貨物自動車運送事業法(適用業種)
	第1章 総則
第1条	目的(一、特)
第2条	定義(一、特)
	第2章 貨物自動車運送事業
第3条	一般貨物自動車運送事業の許可(一)
第4条	許可の申請(一、特)
第5条	欠格事由(一、特)
第6条	許可の基準(一)
第7条	緊急調整措置(一、特)
第8条	事業計画(一)
第9条	事業計画(一、特)
第10条	運送約款(一)
第11条	運賃及び料金等の揭示(一)
第12条～ 第14条	削除
第15条	輸送の安全性の向上(一、特)
第16条	安全管理規程等(一、特)
第17条	輸送の安全(一、特)
第18条	運行管理者(一、特)
第19条	運行管理者資格者証(一、特)
第20条	運行管理者資格者証の返納(一、特)
第21条	運行管理者試験(一、特)
第22条	運行管理者等の義務(一、特)
第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止(一、特)
第23条	輸送の安全確保の命令(一、特)
第24条	事故の報告(一、特)
第24条の2	国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表(一、特)
第24条の3	一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表(一、特)
第25条	公衆の利便を阻害する行為の禁止等(一)
第26条	事業改善の命令(一)
第27条	名義の利用等の禁止(一、特)
第28条	削除
第29条	輸送の安全に関する業務の管理の受委託(一、特)
第30条	事業の譲渡し及び譲受け等(一)
第31条	相続(一)
第32条	事業の休止及び廃止(一、特)
第33条	許可の取消し等(一、特)
第34条	許可の取消し等(一、特)
第35条	特定貨物自動車運送事業(特)
第36条	貨物軽自動車運送事業
第37条	第二種貨物利用運送事業者に関する特別
	第3章～第4章(略)
	第5章 雑則
第60条	報告の徴収及び立入検査(一、特)
第64条	荷主への勧告(一、特)
	第6章 罰則(略)

条文番号	貨物自動車運送事業輸送安全規則(国土交通省令)(適用業種)
	第1章 総則
第1条	趣旨(貨)
第2条	用語(貨)
	第2章 貨物自動車運送事業
	第1節 貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項
第2条の2	輸送の安全(法第15条)(貨)
第2条の3	安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模(法第16条第1項)(貨)
第2条の4	安全管理規程の届出(法第16条第1項)(貨)
第2条の5	安全管理規程の内容(法第16条第2項)(貨)
第2条の6	安全統括管理者の要件(法第16条第2項第4号)(貨)
第2条の7	安全統括管理者の選任及び解任の届出(法第16条第5項)(貨)
第2条の8	一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表(法第24条の3)(貨)
第3条	過労運転の防止(法第17条第3項)(貨)
第4条	過積載の防止(法第17条第3項)(貨)
第5条	貨物の積載方法(法第17条第3項)(貨)
第6条	自動車車の確保(法第17条第3項)(貨)
第7条	点呼等(法第17条第3項)(貨)
第8条	乗務等の記録(法第17条第3項)(貨)
第9条	運行記録計による記録(法第17条第3項)(貨)
第9条の2	事故の記録(法第17条第3項)(貨)
第9条の3	運行指示書による指示等(法第17条第3項)(貨)
第9条の4	運転者台帳(法第17条第3項)(貨)
第10条	従業員に対する指導及び監督(法第17条第3項)(貨)
第11条	異常気象時等における措置(法第17条第3項)(貨)
第12条	安全の確保のための服務規律(法第17条第3項)[貨(特積)]
第13条	点検整備(法第17条第3項)(貨)
第14条	点検等のための施設(法第17条第3項)(貨)
第15条	整備管理者の研修(法第17条第3項)(貨)
	第2節 乗務員が遵守すべき事項
第16条	乗務員(法第17条第4項)(貨)
第17条	運転者(法第17条第4項)(貨)
	第3節 運行管理者の選任等
第18条	運行管理者等の選任(法第18条第1項)(貨)
第19条	運行管理者の選任等の届出(法第18条第3項)(貨)
第20条	運行管理者の業務(法第18条第2項)(貨)
第21条	運行管理規程(法第18条第2項)(貨)
第22条	運行管理者の指導及び監督(法第18条第2項)(貨)
第23条	運行管理者の研修(法第18条第2項)(貨)
	第4節 運行管理者資格者証
第24条	運行管理者の資格要件(法第19条第1項第2号)(貨)
第25条	資格者証の様式及び交付(法第19条第3項)(貨)
第26条	資格者証の訂正(法第19条第3項)(貨)
第27条	資格者証の再交付(法第19条第3項)(貨)
第28条	資格者証の返納(法第19条第3項)(貨)
	第5節 運行管理者試験(略)
	第3章～第4章(略)
	第5章 雑則
第47条の2	国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表(法第24条の2)(貨)

貨物自動車運送事業に係る安全管理に関する指針(国土交通省告示第1090号)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項(国土交通省告示第1091号)

貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(国土交通省告示第1365号)

貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1366号)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置(国土交通省告示第1092号)

条文番号	自動車事故報告規則(国土交通省令)(法第24条)(適用業種・貨)
第1条	この省令の適用
第2条	定義
第3条	報告書の提出
第4条	速報
第5条	事故警報

条文	自動車損害賠償保障法施行令(政令)(抜粋)
第5条	保険会社の仮渡金の金額(事故則第2条第2号・第4号)

(注) 1. (法)は、貨物自動車運送事業法を示します。
 2. (一)は、一般貨物自動車運送事業の適用を、(特)は特定貨物自動車運送事業の適用をそれぞれ示します。
 3. (貨)は、貨物自動車運送事業(一、特)の適用を示します。
 4. [貨(特積)]は一般貨物自動車運送事業のうち、特別積合せ貨物運送を行うものの適用を示します。
 5. 貨物自動車運送事業法条文番号の冒頭・印は、貨物自動車運送事業法第35条第6項の主な特定貨物自動車運送事業の準用規定(適用対象)を示します。